

中山間地域等直接支払制度における岡山県知事特認基準

1 8法指定地域内

特認基準を定めない。

2 8法指定地域外

(1) 地域基準

国のガイドラインのうち2要件（A・B）のいずれかに該当する地域

A：8法地域に地理的に接する農用地

B：農林統計上の中山間地域

（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成20年6月16日付け20統計第188号）の3の(2)の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村とする。）

(2) 農用地基準

傾斜農用地とする。

（田：1/100以上、畑・草地・採草放牧地8度以上）